

奈良県食肉地方卸売市場 売買取引の方法及び決済の方法

売買取引の方法	せり売り若しくは入札又は相対取引
決済の方法	<ul style="list-style-type: none">・卸売業者は委託者に対して、受託物品の卸売をした日の翌日までに売買仕切書及び売買仕切金を送付する。ただし特約がある場合を除く。・買受人は卸売業者に対して、買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に買受代金を口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払う。ただし特約がある場合を除く。